

2018

5



商工神奈川

No.725

TOP NEWS ▶ 平成29年度設立組合の概要

Contents

〈巻頭〉平成29年度設立組合の概要	2
〈特集〉神奈川県中小企業制度融資	4
総会終了後の事務手続きについて	6
組合Q & A	7
組合あんてな	8
中央会トピックス	9
情報連絡員の声	10
PRひろば、専務理事のちょっと役に立つ話	12
今月の逸品、編集後記	13



連携で明日を拓く

神奈川県中小企業団体中央会

URL <http://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

平成29年度設立組合の概要

新たに11組合が設立されました。

I 概 況

中小企業組合は、中小企業者が複数集まり、『相互扶助の精神』に基づいて共同で事業を行い、経営資源を互いに補完しながら課題解決を図ることで、中小企業者の経済的地位の向上を目的とする連携体である。また、組合は地縁団体的性格を有しており、地場産業の振興や地域のまちづくりの推進等においても寄与してきた。近年は情報化、グローバル化、消費者ニーズの多様化等経営環境が大きく変わり、中小企業組合の役割も多様化しつつある。

平成29年度における神奈川県内の中小企業組合等の新規設立件数は、11組合(登記ベース)と平成28年度に引き続き2桁台の件数となった。そのうち10件が「事業協同組合」、1件が「協同組合連合会」の新設であり、企業組合や商店街振興組合等の新設は0件となっている。

II 項目別設立状況

1. 設立組合数(各種組合の総数)

神奈川県内における平成29年度組合設立件数は11組合であり、平成28年度に比べ設立件数は減少しているものの、過去10年間の組合設立件数の推移でみると平成29年度の設立件数は比較的多い。近年は外国人技能実習生の共同受入事業を見据えた設立相談が増加しているが、本事業を巡り全国的にトラブルが多発しており、本会ではこの事業を見据えた設立案件に対しては、注視しながら指導を徹底している。

2. 組織の種類

平成29年度は組織形態が「事業協同組合」である組合が10件設立された。経済的地位の改善向上を図ることを目的とした組合設立が多く、事業協同組合は相互扶助の精神に基づき共同して経済事業を行う組合であるため、中小企業組合制度の中でも代表的な組織形態として、広く活用されている。

3. 業種別の組合数

業種別による組合数は、「サービス業」3組合、「医療・福祉」が2組合、「卸・小売業」が2組合、「異業種」が2組合、「製造業」1組合、「建設業」1組合となっている。

例年、新設組合の業種構成は、「建設業」や「異業種組合」の割合が高い傾向にあるが、平成29年度は「サービス業」による組合が3組合と最も多く、次いで2組合の「医療・福祉」、「卸・小売業」、「異業種組合」となっている。全国的には、異業種による組合数が急激に増加しており、外国人技能実習生の共同受入事業を見据えた新設組合の増加が背景にあると思われる。

4. 設立組合の地区

設立組合の地区は、複数県を地区とする組合が4組合、神奈川県が1組合、複数市町村が4組合、単一市町村が2組合となっている。

過去5年間の推移では、1市町村を地区とする比較的狭い範囲での設立組合が多かったが、平成29年度については複数県、複数市町村を地区とする組合の設立が目立った。

5. 設立組合の規模

設立組合の組合員数は、10人以下の少人数で組織する組合が8組合、11～50人が3組合となっている。

組合員数が10人以下と少人数で組織する組合が、11組合中8組合と約7割を占めており、例年この規模の設立割合が高くなっているが、平成29年度においてもその傾向が表れている。

29年度設立組合一覧

No.	組 合 名	成立年月日	業 種	地 区
1	神奈川エコネットワーク協同組合	H29.04.03	サービス業	横浜市、川崎市、藤沢市
2	はだのリサイクル協同組合	H29.07.18	サービス業	秦野市
3	神奈川家電協同組合	H29.07.20	卸・小売業	神奈川県、東京都
4	ナコード協同組合	H29.09.13	異業種	神奈川県、東京都
5	国際人材事業協同組合	H29.09.29	医療・福祉	神奈川県
6	トライニー事業協同組合	H29.10.30	製造業	神奈川県、愛知県
7	神奈川ポスティング協同組合	H29.11.16	サービス業	横浜市、平塚市
8	湘南さがみケアサポート事業協同組合	H30.01.16	医療・福祉	平塚市、伊勢原市、中郡二宮町
9	横浜青果小売商協同組合連合会	H30.02.01	卸・小売業	神奈川県、東京都他
10	茅ヶ崎市緑化事業協同組合	H30.03.01	建設業	茅ヶ崎市
11	秦野広域地区燃料協同組合	H30.03.29	異業種	秦野市、南足柄市他

新設組合のよこがお

■ 茅ヶ崎市緑化事業協同組合

フレッシュな仲間をご紹介します。

New!!

連絡先 ■ ☎253-0085 神奈川県茅ヶ崎市矢畑995番地

代表者名 ■ 清水賢一

成立年月日 ■ 平成30年3月1日

地 区 ■ 神奈川県茅ヶ崎市

所管行政庁 ■ 茅ヶ崎市

組合員数 ■ 6名

加入資格 ■ 建設業法に基づく許可を有し、造園工事業を営む事業者であること

出資金額 ■ 3,000,000円

事業 ■ 造園工事及び街路樹・緑地管理の共同受注並びに受注斡旋、資材類の共同購買、教育情報提供事業、福利厚生事業



組合の概要

造園工事業は、各家庭等の庭園の整備のほか、公園や街路樹、緑地の整備等、私たちが暮らす街の美しい景観づくりや憩いの場づくりのプロフェッショナルとして、無くてはならない存在です。

しかしながら、当業界の業況は、官公庁から発注される公共工事や民間工事ともに受注高が低迷しており、価格競争の激化から受注単価も大きく低下し、経営環境は非常に厳しい状況が続いております。

そこで茅ヶ崎市内の造園工事業6社は、共同事業を通じて組合員の事業機会の確保・拡大を図るとともに、多様化する造園・緑化工事ニーズに迅速に対応し、業界の底上げを図るため、「茅ヶ崎市緑化事業協同組合」を設立しました。

当組合では既に、組合事業の柱である共同受注事業について、茅ヶ崎市が発注する公園緑地管理業務の受注に向けて本格的に活動しており、組合事業を通じた組合員の事業機会の確保・拡大が期待されます。また、共同受注事業の補足的事業として、資材や副資材などの共同購買も実施することでコストの低減を図るとともに教育情報事業による各種情報交換なども積極的に実施し、組合員個々の経済的地位の向上を図りながら地域社会への貢献も期待されます。

短期資金から長期資金まで低利の融資

神奈川県中小企業制度融資

～中小企業者のための融資・ご活用ください～

●「神奈川県中小企業制度融資」とは…

神奈川県、金融機関、神奈川県信用保証協会の三者が協調して、中小企業者の皆さまが県内で行う事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう支援する制度です。

県が金融機関の貸付原資の一部を負担することで、低利な融資を実現しています。また、中小企業者の皆さまが神奈川県信用保証協会に支払う保証料の一部を県が補助し、負担の軽減を図っています。

県中小企業制度融資をお申し込みいただける方

- 原則として「**県内で行う事業活動に必要な資金**」に利用できます。
- 次の要件をすべて満たしている方が、制度融資をお申し込みいただけます
 - 1 **神奈川県内で、同一事業を原則として1年以上営んでいる中小企業者及び協同組合等。**
下記☆印参照
なお、県内での事業実績が1年未満でもお申し込みいただける融資メニューもあります（「事業振興資金」の一部、「創業支援融資」等）。
 - 2 信用保証協会の保証対象業種（農林漁業、金融業等は対象外）を営んでいること
 - 3 許認可等の必要な事業を営んでいる場合には、当該許認可等を受けていること（事業実績が「1年以上」という場合には、当該許認可を受けてから1年以上であることが原則として必要です。また、これから開業する方などは、許認可等を取得済みであること又は確実に取得が見込まれることを客観的に確認することが必要です。）
 - 4 原則として、融資申込時に納期限の到来している各種税金等を完納していること
 - 5 金融機関から取引停止処分を受けていないこと
 - 6 原則として、信用保証協会が行った代位弁済による債務を負っていないこと

☆「中小企業者」とは、次の①、②又は③に該当する方を指します。

- ① 資本金、従業員数のいずれかが、下表の要件を満たす会社及び個人事業者

*「会社」には、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査法人及び行政書士法人は含まれますが、②の場合を除き、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人等その他の法人は含まれません。

業 種	資 本 金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、以下に掲げる以外の業種	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（タイヤ製造業等を除く。）		900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

- ② 従業員数300人以下の医業を主たる事業とする法人（医療法人等）
 ③ 従業員数300人（小売業の場合は50人、卸売業及びサービス業の場合は100人）以下のNPO法人

☆「協同組合等」とは

（例）中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等

融資のお申込み

県中小企業制度融資のお申し込みは、県内の制度融資取扱金融機関の本支店の融資窓口で、お申し込みいただけます。

信用保証について

県中小企業制度融資は、円滑な融資実行を図るため、一部の資金を除き、神奈川県信用保証協会の信用保証を付けることを要件としています。取扱金融機関に融資を申し込むと申込金融機関から神奈川県信用保証協会に信用保証の申込が行われます。審査の後、保証が承諾されると融資が実行されます。信用保証を付けるには、神奈川県信用保証協会の定める信用保証料が必要です。

神奈川県信用保証協会とは、中小企業者等が金融機関から借入れを行う際に、その債務を保証することを主たる業務とし、中小企業者等の金融の円滑化を図る公的機関です。

※信用保証制度の詳細については、神奈川県信用保証協会にお問い合わせになるか、神奈川県信用保証協会のホームページをご覧ください。<http://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

お問合せ

1 県中小企業制度融資のお問合せ先

○神奈川県産業労働局 金融課 融資グループ(制度の内容) TEL 045-210-5677
金融相談窓口(借入の相談) TEL 045-210-5695
県のホームページ(「神奈川県 制度融資」で検索)でも制度の内容が紹介されています。

2 神奈川県信用保証協会の各部所(信用保証・金融相談)

営業部	045-681-7178	横浜市(鶴見区を除く)
川崎支店	044-222-7811	川崎市、横浜市鶴見区
小田原支店	0465-23-0138	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
横須賀支店	046-822-3821	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町
藤沢支店	0466-23-0792	藤沢市、平塚市、鎌倉市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町
厚木支店	046-221-0633	厚木市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
相模原支店	042-752-0575	相模原市

3 KIP(神奈川県産業振興センター)

総合相談窓口 : 045-633-5200 : 経営相談、県中小企業制度融資の事業計画書作成に関する助言等

平成30年度神奈川県中小企業制度融資 — 改正の主な概要 —

1 小口零細企業保証資金に関して

- ・融資限度額が、1,250万円→2,000万円に**拡充**
- ・融資利率の上限が、各期間0.1%ずつ**軽減**
- ・融資期間が、7年以内→10年以内に**拡充**
- ・融資期間1年以内の保証料率が、最大で0.44%**軽減**

2 小規模クイック融資(運転・設備)に関して

- ・運転資金の融資限度額が、2,500万円→4,000万円に**拡充**
- ・融資利率の上限が、各期間0.1%ずつ**軽減**(固定金利について)
- ・運転資金の融資期間が、7年以内→10年以内に**拡充**

3 創業支援融資に関して

- ・融資限度額が、2,500万円→3,500万円に**拡充**
- ・創業特例の保証料率が、0.2%**軽減**

4 成長産業(未病・ロボット・エネルギー・観光)関連の融資に関して

- ・融資利率の上限が、2.1%→1.6%に**軽減**

5 その他、かながわイノベーション戦略的支援融資等の**新設**及び事業承継関連融資の**拡充**

総会終了後の事務手続きについて

総会終了後、所管行政庁への届出など各種事務手続きが発生します。主な事務手続きを一覧にまとめましたので、ご参照下さい。

～総会終了後の主な事務処理～

- ◆決算関係書類の行政庁への提出：通常総会終了後2週間以内に、通常総会の議事録を添えて提出
- ◆役員変更届書の行政庁への届出：役員の変更があった場合には、その変更の日から2週間以内に所管行政庁に届出
- ◆税 務 申 告 及 び 納 税：事業年度終了後2ヵ月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて申告及び納税
- ◆代 表 理 事 の 変 更 登 記：代表理事の変更があった場合には、就任した日から2週間以内に法務局に変更登記申請をする（同じ人が再選されても、変更登記は必要）。
- ◆定款変更の認可申請及び登記：通常総会で定款変更をした場合には、速やかに所管行政庁に定款変更の認可申請をし、認可を受ける（変更が登記記載事項の場合には、変更登記が必要）。

◎所管行政庁への届出

項 目	提出先及び部数
① 国の各省・各局所管組合	○各省・各局へ1部
② 神奈川県所管組合 (商工組合、全県を地区とする組合)	○県産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 団体指導グループへ1部
③ 市町村所管組合	○主たる事務所を管轄する商工担当課へ1部

◎定款変更の認可申請先（総会の議決後遅滞なく）

項 目	提出先及び部数
① 国の各省・各局所管組合	○各省・各局へ2部
② 神奈川県所管組合 (商工組合、全県を地区とする組合)	○県産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 団体指導グループへ2部
③ 市町村所管組合	○主たる事務所を管轄する商工担当課へ2部

◎変更登記

I 定款変更を伴わない場合

登記の種類及び主な添付書類	提出先及び部数
① 代表理事の変更 ・総会議事録 ・理事会議事録	変更のあった日から2週間以内
② 出資金の変更 ・出資の総口数及び払込済出資総額の変更を証する監事の証明書	当該事業年度終了の日から4週間以内又は変更のあった日から2週間以内
③ 事務所所在地の変更 ・理事会議事録	移転の日から2週間以内

II 定款変更を伴う場合

登記の種類及び主な添付書類	提出先及び部数
① 名称、地区又は事業の変更 ・定款変更認可書 ・総会議事録	定款変更認可書到達の日から2週間以内
② 事務所所在地の変更 ・定款変更認可書 ・総会議事録 ・理事会議事録	移転の日から2週間以内

☆お願い：定款変更認可申請書、決算関係書類提出書、役員変更届書は、中央会にも1部ご提出いただければ幸いです。

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・会計士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合

Q

&

A

第8回



日本大通り法律事務所
パートナー弁護士
池田賢史 先生

Q. 事業年度の途中で脱退の意思を表示した組合員を、即時に脱退させることはできますか？

A.

中小企業等協同組合法は、18条に自由脱退の規定を置いています。

中小企業等協同組合法18条は、1項で「組合員は、90日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。」、2項で「前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、1年を超えてはならない。」と規定しています。

すなわち自由脱退をする組合員は、90日ないし(定款の規定次第で)1年前までに脱退予告をすれば、事業年度の終わりに脱退することができるのです。

以下、事業年度を4月1日から翌年3月31日までとする組合を例に、組合員の脱退時期について検討したいと思います。

例えば、2018年12月1日に組合員が脱退を申し出た場合、その組合員が脱退するのは、2019年3月31日となります。これが18条1項の規定の趣旨です(ただし、組合の定款において、予告期間を6か月と規定している場合には、2018年12月1日に脱退を申し出た組合員が脱退をするのは、2020年3月31日となります。これが18条2項の規定の趣旨です。)

すなわち、2018年12月1日に脱退を申し出た組合員は、2019年3月31日までは組合員であり、それまでは組合に賦課金を支払う義務がありますし、組合が行っている共同事業を利用する権利もあるのです。

では、この法律あるいは定款の規定に反して、組合が、2018年12月1日に脱退を申し出た組合員を同日付で脱退したと処理をすることは違法となり許されないのでしょうか。

結論から申し上げますと、2018年12月1日に脱退したとして処理をすることについて、組合が承認をすれば何ら問題はありません。

18条が組合員の自由脱退について、90日という予告期間を設けた趣旨は、組合員が随時に脱退することを認めてしまうと、脱退に伴う持分払戻により組合財産が減少し、組合の事業計画等に大きな支障を来し、果ては組合員ないし組合債権者等の第三者の保護に欠けることになるため、これを予防することにあります。

ですから、組合がこの不利益を取って受け入れると

いうのであれば、年度途中の2018年12月1日に脱退したと処理することも、何ら法律に反することなく許されるのです。

すなわち、自由脱退について最短でも90日間の予告期間を設けた法律の目的は、組合の財産を確保し、事務処理の煩雑さを回避すること等、組合の利益を保護すること(果ては組合員ないし組合債権者を保護すること)にあるため、これらの不利益を組合が了承するのであれば、事業年度末ではなく即時脱退も認めて良いだろうという論理です。

このことは、法定脱退の場合には予告期間が設けられていないことから裏付けられます。

法定脱退の場合にも組合の利益保護の必要性は自由脱退の場合と異ならないにもかかわらず、法定脱退の場合には予告期間が設けられていないことにかんがみれば、組合員が脱退する場合に予告期間を設けることは必要不可欠なものではなく、あくまでも自由脱退の場合に限り、中小企業等協同組合法が組合員の利益よりも組合の利益保護を優先したからというわけです。

その利益を組合が放棄しても、組合に不利益が及ばないと組合が判断するのであれば、即時脱退を認めても問題がないのです。

また、90日前の予告期間を置かずに、例えば2019年2月1日に脱退を予告した組合員を、2019年3月31日をもって脱退させることも、組合が了承すれば可能です。

90日間の予告期間を置くことは、前述のとおり、組合の経済的利益・事務処理上の便宜を図ることが目的ですから、これを組合が放棄して年度末での脱退を認めるのであれば、敢えてそれを禁止する必要はないからです。

ただし、脱退の時期をいつにするにせよ、実際の持分の払戻しについては、事業年度後の総会で決算承認された後に行われることになります。

この場合、脱退をした組合員は、遅くとも事業年度末には脱退をしたことになっていますので、決算承認が行われる通常総会に出席することはできません。

⑨ 回答内容は個別の組合の事情によって異なる場合があります。

組合個別
専門相談

● 通常相談は無料、秘密厳守 ●

■ 次回日程

◎ 法律・税務・経理

平成30年

6月6日(水)

午後1時～4時 本会会議室にて

● 電話予約をお願いします。 本会 組織支援部 TEL:045-633-5133



組合あんてな



第59回アイクルフェアに出展

横須賀市資源回収協同組合

平成30年3月21日(水)春分の日、横須賀市主催の「第59回アイクルフェア」がアイクルの愛称で知られる横須賀市リサイクルプラザ(横須賀市)にて開催され、横須賀市資源回収協同組合がイベントコーナーに出展しました。

当イベントは、3R(リデュース・リユース・リサイクル)意識の啓発を目的としており、年3回行われております。当日は季節外れの降雪に見舞われたものの、約2,300人の来場者で賑々しく開催されました。当組合のコーナーでは、古本市・古帯市・古ジーンズ市が開催され、毎年楽しみにしているリピーターの方も多く、開場前からたくさんの来場者で賑わっていました。また、一般の方が参加するイベントとして、トイレットペーパーつかみ取り等が行われ、多い方で15個以上のトイレットペーパーがプレゼントされることもあり、参加者から好評を得ておりました。

なお本イベントでの売上金は、社会福祉や義援金等

の寄付に使われており、今回の売上金も横須賀市社会福祉協議会へ寄付されました。過去には熊本地震で甚大な被害に遭われた益城町への寄付も行われ、組合の社会貢献への取り組みとして期待されます。

次回開催は、7月16日(月)海の日に第60回目が開催される予定です。皆様のご来場をお待ちしております。



トイレットペーパーつかみ取りの様子

BEAUTY OF THE DREAM 2018開催のご案内

神奈川県美容業生活衛生同業組合

神奈川県美容業生活衛生同業組合が主催となり、平成30年6月5日(火)に「BEAUTY OF THE DREAM 2018」を横浜市技能文化会館(横浜市中区)にて開催します。当催事は、組合が美容を通じ、広く交流や親睦を深めることを目的に毎年開催しており、本年は下記の内容で実施致します。

①美容技術競技部門：

「第39回神奈川県美容技術選手権大会」

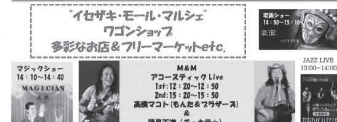
組合員以外の方でも県内・県外問わず競技にエントリーできます。観戦無料。

また、特別審査員にスペシャルゲストを呼び、トークショーも行われる予定

②イベント部門：

イセザキ・モールとエクセル伊勢佐木で、ワゴンブースやライブパフォーマンス等のステージを開催。

是非お立ち寄り下さい！



お問合せ・ご照会はこちら
神奈川県美容業生活衛生同業組合(KBK)
TEL：045-261-0131

本会主催

販路拡大セミナーを開催

本会は、平成30年3月26日(月)、神奈川中小企業センター(横浜市中区)にて、対面営業に力を発揮する名刺の力を最大限に生かし、中小企業の販路拡大を図ることを目的に「～絶対成果につなげる～販路拡大セミナー」を開催しました。

セミナーでは、日本名刺協会理事で名刺専門家であるサイ・クリエイション代表 福田剛大 氏を講師に招き、「～明日から使える～絶対に選ばれる名刺とビジネスプロフィールの作り方」と題した講演を行いました。

ビジネスは名刺交換からと言われていますが、実際の現場では名刺を有効に活用できていないケースが少なくありません。講演で福田氏は、名刺に①自分の顔を覚えてもらう、②自分と仕事を理解してもらう、③自分と仕事に対して興味をもってもらう、④(名刺交換で)会話を成立させる、⑤(営業の)次のステップにつなげる、という機能を持たせることでストレスなく営業効果を上げることが可能と説明しました。それには名刺に会社名・連絡先・氏名だけでなく、①自分の顔写真をつける、②名刺交換する相手との共通事項となる趣味や出身地等のパーソナルデータを記載、③自

社の売り・専門性を印象的な言葉で記載、④裏面は白紙にせず、会社の業務内容や自分の思い・プロフィール等を記載することで効果的な名刺になるとし、ワークショップを交えながら解説をしました。

併せて、効果的なビジネスプロフィールの作り方についても解説し、参加者は熱心に受講していました。

続いて、ビジネスにつなげるための名刺交換会を開催し、参加者間で交流を深めました。



神奈川県中小企業青年中央会

第41回会員大会を開催

神奈川県中小企業青年中央会は、平成30年4月18日(水)、ホテル横浜ガーデン(横浜市中区)において第41回会員大会(通常総会)を開催し、全ての議案が原案通り可決承認されました。



会員大会終了後は、『労務トラブルの怖さ、ご存知ですか？会社を守る方法をお教え致します!!』をテーマに、株式会社横浜中央経理 社会保険労務士 長澤浩

三 氏による講演会を行いました。有給休暇や残業代、社会保険加入の問題といった労務トラブルに対し、事業者目線で分かり易く解決法をお話いただき、参加者は熱心に聴講していました。

講演会終了後、交流懇親会が開催され大変な盛り上がりとなりました。



製造業

食料品

酒造

平成30年1月の課税移出数量は、特定名称酒合計で前年比101.8%と前年を上回った。内訳として吟醸酒が前年比101.2%と前年を上回ったが、うち純米吟醸酒は前年比96.6%と前年を僅かに下回った。

繊維工業

テントシート

3月は年度末でもあり、工場関係の仕事を中心に各社売上は増加したようである。

木木製材品

家具

住宅着工も減少局面に入り小売、造り込み家具とも、売り上げは厳しく、不振が定着し、企業はそれぞれコスト削減に工夫をみせ抵抗を強めている。

印刷

製本

製本会社の廃業が続いているため、繁忙期である3月は例年以上に仕事が溢れているように感じた。加工先を探している印刷会社が多かったようである。

印刷

印刷

関東甲信越静地区印刷協議会の29年度下期定期例会を開催し、経営革新マーケティング委員会で、事業継承支援センターの活動をもっと周知すべくセミナー開催を呼びかけた。

化学・ゴム

石油製品

石油元売りの経営統合や精油所の統廃合が行われた厳しい年度であったが、石油製品を主力製品とする組合員にとっては大きな変化がプラスに作用し、出荷量、売上げともに前期を上回った。

窯業・土石製品

碎石

地域によっては生コン向け出荷が漸増しているが、年度末に押し寄せるはずの需要の波が弱く、翌月以降への持ち越し感があり、景況は横這いである。

コンクリート製品

原材料・運送費の上昇により、価格の改定をした。

工業塗装

全体的に年度末で仕事量は増えたが、業種によりバラツキがある。

鉄

工業団地（横浜市都筑区）

官製春闘の感が強い、政府からの3%賃上げ要請に対し、大手企業とは異なり、とても満額回答には至らない。定昇UP1.8%~2.3%がせいぜいで、ベースアップ等全く考えられない状況である。

鋼

工業団地（相模原市中央区）

若干の仕事量の増加がみられる企業があるが、全体的には停滞したままである。

金

工業団地（伊勢原市）

相変わらず人手不足が深刻で、中途採用も厳しく、毎年実施している新入社員研修には9名参加である。

属

メッキ

業界全体の景況感にやや活気が出てきたものの、生産額でみると前年同月比は低くなっており、組合員全体に人手不足感が蔓延し、新卒社員の獲得にも苦労が伴う。

金属製品

企業受注はこのところ右肩上がり若しくは横ばいで推移している。相変わらず人材不足の状況は変わらず、日本人が駄目なら海外から就労者を呼ぶような話が出ている企業もある。

輸送機器

指定業者（船舶）

2月の輸出船契約実績は、前年同月比37.1%増の89万8千総トンとなり、14ヶ月連続で増加した。2月末時点の手持ち工事量は前月比48万総トン増の2,682万総トンとなり3か月ぶりに増加した。しかし足元では採算の悪い船舶の建造が始まろうとしている。

製造業の

工業中心の複合業種

3月は年度末で受注増で、利益に関しては横這い状況である。また、転職者の採用はあるが若年者の採用は厳しい状況で、若年者の離職が年度末に向け増えている。

景況天気図（前年比）

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
全体	 5.4%	 -8.7%	 2.7%	 -8.1%	 -16.2%	 -14.9%	 13.0%	 -5.4%	 -14.9%
製造業	 8.7%	 4.3%	 -4.3%	 -13.0%	 -13.0%	 -4.3%	 13.0%	 -4.3%	 -13.0%
非製造業	 3.9%	 -21.7%	 5.9%	 -5.9%	 -17.6%	 -19.6%	—	 -5.9%	 -15.7%

【天気図の見方】各景況項目について「増加」（または「好転」）業種割合から「減少」（または「悪化」）業種割合を引いた値(KJ)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKJ値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KJとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非 製 造 業

卸 売 業	卸団地 全般的に上昇気運だが、人手不足を残業等でやり繰りしている企業が目立つ。
	水産仲卸 ここ数年、旬の季節がずれてきているのか、3月にあるものがない等、前年とは比べることができなくなっている。しかし、その他のものがあるので売上自体はあまり変わらない。
	料理材料卸 首都圏は幸いにも天候に恵まれ、人の流れが良かったためか、外食卸にとってはまずまずの売上が確保できたように思われる。桜の開花状況も良く花見客が後半貢献したようである。
	リサイクル 古紙市況は、年度末による古紙発生量増加の状況が続いており、問屋在庫も増加傾向にあるが、品目は雑誌が多く、在庫状況もマチマチである。
小 売 業	新聞販売 3月度も、ここ数ヶ月より多岐に渡り好況が続き安定が予想されていたが、折込広告が極度のマイナスになり、販売店も悲鳴をあげている状態である。
	青果（横浜市神奈川区） 3月売上高は、前年同月対比0.95%と若干減少となり、販売価格も低下し、販売数量平年並みで終了した。商品価格も徐々に平年並みとなったが、購買力低下で売上増加には、繋がらず。
	青果（横須賀市） 3月は気温上昇に伴い、生育遅れの回復も期待されたが、降雪などの天候不順で野菜全般の入荷量が少なく平均高値が続いた。
	鮮 魚 輸入冷凍魚は相変わらず高値で、国内産のサバが人気（特に缶詰は入荷が遅れる程）であった。鮮魚の動きは悪く、やはり食生活の変化の現われだろうか。
	燃 料 3月は大幅な動きはなく、石油元売会社発表の仕切価格も大きな増減もなく推移しているが、末端市場価格は一部の地域が大きく下落している箇所もあり、周辺に大きな影響を及ぼしている状況である。
	共同店舗 廃業及び空店舗を抱え、景気はますます悪化し、大型店舗でも空店舗が目立っており、中小企業が潤沢な利益を上げるには難しい状況である。
商 店 街	オートバイ 天候不順が続いており、季節もののオートバイにとっては、非常に不利な状況となっており、例年より販売が悪化している。4月からホンダの新しい政策が始まり、さらなる悪化が懸念される。
	商店街（川崎市中原区） 今月も相変わらず野菜の値段が高止まりであるが、少しずつ下がっており、安定してきているようである。また、春物の商品が入荷されているが、本格的な動きにはなっていないようである。
	商店街（小田原市） 3月は比較的温暖な日が続いたことと小田原を取り上げた情報番組の影響もあり、桜の開花時期に合わせて来場者増加し、特に飲食店などは堅調であった。しかし、物販店に関しては依然として厳しい状況が続き、この年度末を機に閉店する店もあった。
その 他 の 非 製 造 業	商店街（相模原市中央区） 不漁における値上り商品があった。
	温泉旅館 中旬以降の入込が良く、例年この時期は、学生の試験休み旅行、卒業旅行で学生のグループが多いが、今年はさらに増えた。また、外国人観光客（特に欧米）の宿泊客が増えている。
サ ー ビ ス	専門サービス（ダンス教室） スプリングダンスパーティーがよこすか平安閣で開催され、集客・収益が前年より増加し、盛会裡に終了した。
	プラント設計 派遣を中心に引き合い案件が増えてきており、今後の持ち帰り設計業務の引き合いに期待している。
ス キ ン グ	建築設計 修繕工事及び設計に係わる横浜市からの受注金額は、前年度予算額に比べ約1.5倍の大幅な増加となった。
	ファイナンシャルプランナー 主な受託先である行政の事業は受注競争が激しく、おのずと取引条件が厳しくなっている。
業 建 設 業	不動産鑑定 県内の中古住宅の取引は成約件数は減少したものの、取引価格は横ばいからやや上昇傾向にある。
	自動車整備 2年前と比べると5%減少、昨年と比べると10%減少している。3月で車の入庫が多かったが、思ったより伸びなかった。
建 設 業	電気工事 各国の指導者の言動により政情が安定せず、企業の設備投資にも影響し、中小企業者にまで障害が出ている。
	型枠工事 3月になり多少工事量が増加したが、単価は減少傾向にある。
業 運 輸 業	空調設備工事 仕事はあるが、現場工程の遅れ、人手不足などで新たな仕事が取れずに、資材の値上げ、運送費などの値上げで利益が出てこない。働き方改革による労働時間制限が少しずつ良くない方向に影響が出始めている。
	畳工事 子供達に畳のよさをアピールするための体験、啓蒙活動をしているが将来に希望を持ちつつ期待したい。
業 運 輸 業	道路貨物（横浜市中区） 人手不足により売上減少、収益悪化。人員募集するも、応募者がいない。人件費高騰。
	道路貨物（横浜市神奈川区） 相変わらず人手不足（ドライバー不足）・車輛不足解消の兆しは見えずに、仕事はあるが人がいない、車輛が稼働できないとの声が多い。
その 他 の 非 製 造 業	歯科技工 昨年よりは上昇に向かっており、同業者より仕事の依頼があるが、自分のところでオーバーワークの時もあるようで、業界的に作り手が少ないように思われる。
	不動産 賃貸も一段落したところだが、古いアパートなどではせっかく入居者が決まり安堵していると、空室期間が長かったせいか、入居者から設備や水漏れなどの不具合を指摘され対応に追われている。

平成30年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、

6月1日(金)～7月10日(火) です。



労災保険と併せて石綿健康被害救済のための
一般拠出金も申告・納付となります。

《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です》

正しい申告のために…早めにご準備を。



お問い合わせは、
神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課
適用第1係・第2係・第3係……電話 045-650-2803

専務理事の

ちょっと役に立つ話

No.9

今回のテーマは「意思決定」についてです。

5月は総会シーズン。物事を決めるシーズンです。
決める方法や形態は、多数決だったり、一人の人間の
鶴の一声だったり、複数人で議論した結果であつ
たりと、組織や状況によっていろいろです。

学生時代に読んだ本に『決定の本質』(アリソン
著)というキューバ危機の政策決定過程を分析した
ものがありました。ソ連がキューバに核ミサイルを
持ち込んだことに対してケネディ政権がキューバを
機雷で海上封鎖して対抗した事件です。ひとつ間違
えれば核戦争に発展、という状況だったものです。

この海上封鎖という対応策は政権内部でどのよう
にして決定されたのか、いくつかの角度から意思決
定過程を分析しモデル化しています。目からウロコ
なのは、こんな重大な決断も必ずしも賢者的なプロ
セスをたどったわけではなかったということを見せ

てくれている点です。たとえば「組織過程モデル」で
は経営学の組織理論を援用し、組織の論理で決定が
導かれたと分析しています。

学術専門書なのでこれ以上は難しくてよくわから
ないのですが、要するに「決断」に至る過程には、様々
なリスクが存在するということだと思います。そう
いえば、日常的にも「声の大きい人の意見が正しいよ
うに聞こえがち」「普段慎重な人でも集団の議論の中
ではリスクの高い冒険的な案を支持しがち」といつ
たことが言われています。争いごとに発展しそうな
決定は、争いごとの現場の人間は消極的ですが、本
部や中央の人間は積極的推進派になるようです。

どんな決め方をするにしても、その決定で最もネ
ガティブな影響を受ける人のことをわが身のことの
ように想像して決めたいものです。

(西村)



#9 横浜中華街の中華麺

横浜中華街の中華麺は中華街にある専門の製麺所で製造し、その種類は多彩で伝統の顔から新しい味まで楽しめる。中華街の名物の一つ。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。

「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300096/>) でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 産業労働局 観光部 観光企画課
TEL: 045-285-0739(直通)

編集後記



来年2019年5月から新元号となることが決まっており、明治(M)大正(T)昭和(S)平成(H)と頭文字が異なるアルファベットとなることから、様々な予想もされています。個人的には、公表が待ち遠しくもあり、慣れるまで時間が掛かってしまいそうで心配です。

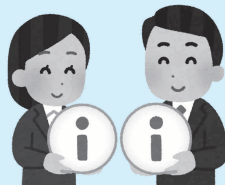
企画情報部担当者

情報募集

『商工神奈川』に組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい

お気軽にお問合せ下さい！



組合の情報掲載に関するお問合せ先
企画情報部 TEL:045-633-5134
もしくは組合担当者まで

○ご予約ください。

本会第63回通常総会

日時：平成30年 5月29日(火) 10:00～

場所：横浜ロイヤルパークホテル 3階 宴会棟「鳳翔の間」
横浜市西区みなとみらい2-2-1-3

【お詫びと訂正】

『商工神奈川』4月号誌面 記載事項の誤りについて
『商工神奈川』4月号7ページ「組合Q & A」内の問題文中の記載に誤りがございました。
お詫びして訂正いたします。

【誤】30周年記念事業積立金300万

【正】30周年記念事業積立金320万

重ねてお詫び申し上げます。

『商工神奈川』編集担当 企画情報部

企業型確定拠出年金の導入はおすすめですか？

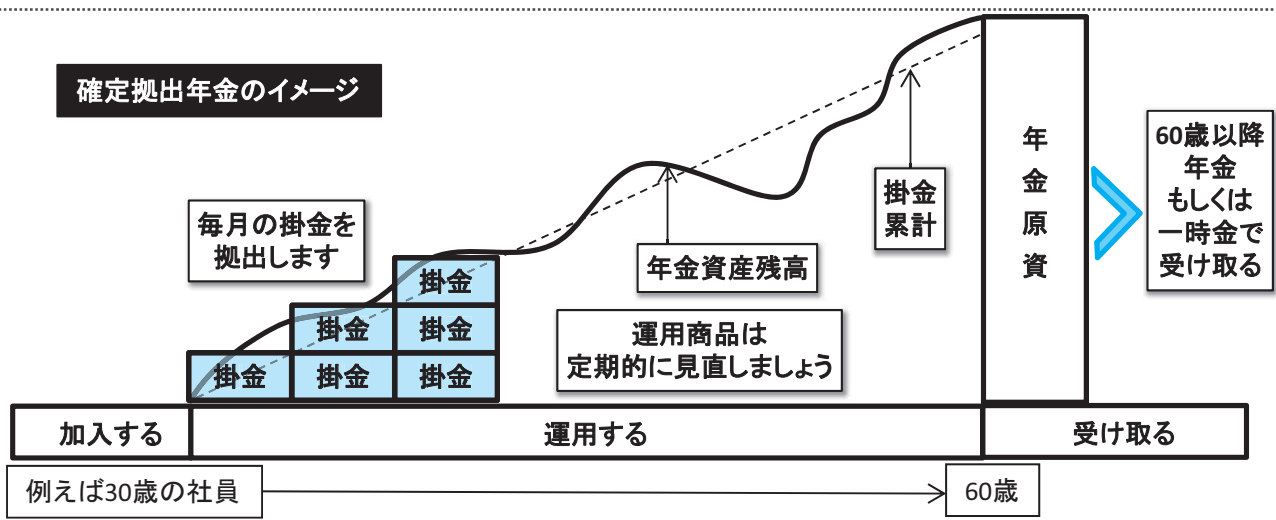
中小企業の経営者・役員・従業員の年金づくりに最適なプランです。

こんな悩みのある企業様におすすめです！

- ✓ 従業員全員に新しい制度について説明、加入させるのは困難。
- ✓ 企業型の導入を検討したが拠出金が負担。
- ✓ 導入後の投資教育についてわからない。



確定拠出年金のイメージ



確定拠出年金 3つのメリット

Point1【拠出時】
毎月の掛金は社会保険料の算定外となり、所得税軽減効果の期待

Point2【運用中】
運用期間中の運用益は非課税

Point3【受取時】
受取方法で公的年金控除・退職所得控除が適用

株式会社神奈川保険グループ

横浜市南区宮元町1-21-15

TEL:045-716-0002

FAX ⇨ 045-716-0005

切り取らずにこのままファックスしてください

会社名： _____ 役職： _____

お名前： _____

メール： _____ お電話番号 _____

お問合せ内容

- ☐ 制度詳細について ☐ 加入資格について ☐ 社会保険料や所得税の削減効果について
☐ その他



神奈川県中小企業団体中央会 ビジネスJネクスト制度のご案内



—団体業務災害補償保険制度—

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長!!

作業中に高所から落ち、従業員が亡くなりました!!



社長!!

従業員が過労自殺して使用者責任を問われています!!

社長!!

セクハラにより会社が訴えられています!!

社長!!

不当解雇が原因で損害賠償請求をされています!!

最近の労災高額損害賠償例では、1億円を大きく超えた判決となるものがあり、脳・心臓疾患と精神障害によるものが増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年齢	業種	態様	備考
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害
1億3,500万円	2002年	26歳	大学病院	研修医が過剰な勤務により過労死	心疾患過労死
1億6,800万円	2000年	24歳	広告代理店	過剰な長時間労働によりうつ病となり自殺	(うつ病)過労自殺
1億6,524万円	1994年	(開示なし)	木材加工販売	木材積み込み作業中、チップ原木が落下し1級障害	災害後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上(045-461-0697)までFAXしてください。

貴社名	所属組合名		
ご住所			
ご担当者名			
TEL	FAX		
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

<ご連絡先> 【取扱代理店】

三井生命保険株式会社

横浜支社 TEL:045-345-4201

横浜北支社 TEL:045-474-4780

町田支社 TEL:042-722-6368

湘南支社 TEL:0466-23-3721

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 横浜支店横浜第二支社

住所:横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階

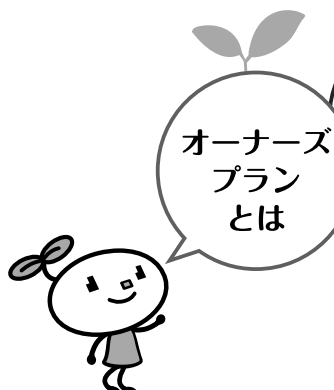
TEL:045-461-8245

FAX:045-461-0697

三井生命保険株式会社

生命保険団体扱オーナーズプランのご案内

BESTパートナー
三井生命



「経営者のリスクマネジメント」を目的に
組合員がご契約者となる生命保険契約です。

Owner's Plan

神奈川県中小企業団体中央会の会員組合の組合員
がご契約者の場合、団体扱*となり、一般扱(口座
振替毎月払等)よりも **割安な保険料** で
ご契約いただけます。

* 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱とし
てお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取り
まとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございます。
※ 詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっ
ては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

よりそう保険。



大樹 Taiju Select
セレクト

無配当保障セレクト保険

ひとつひとつの、夢によりそう。

あなたにぴったりの保障を自由にセレクト!

詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

オーナーズプランは、上記以外の商品もお取り扱いしています。詳しくは下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 三井生命ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 三井生命ビル4F TEL:042-722-6368

B-2018-1047 (2018.4)
使用期限 2019.3.31